

地域森林計画案及び変更案に対する意見等

平成 29 年 12 月 26 日

福島県森林計画課

「地域森林計画案及び変更案に対する意見」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
(1) 縦覧及び意見募集期間 平成29年11月14日～12月14日(31日間)
(2) 意見の要旨及びその処理案 別紙1のとおり。(1件)
- 2 関係市町村長 別紙2のとおり。(4件)〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕
- 4 東北経済産業局長 意見はありませんでした。〔関係機関及び他部局との調整〕
- 5 県の関係部局 意見はありませんでした。〔関係機関及び他部局との調整〕
- 6 森林審議会委員からの事前意見等 別紙3のとおり。(5件)

【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について(平成3年7月25日付け 3林野計第294号)

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。(略)

森林法の運用について(昭和37年11月14日付け 37林野第2349号)

- 1 森林法(以下「法」という。)第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	<p>「磐城」 P.41、42 II 計画事項 第6 計画量等 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 2 間伐面積 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 4 林道の開設及び拡張に関する計画</p>	<p>森林整備や路網整備は、放射能の影響を受けた福島県の森林・林業の再生には必要なことだと思います。 地域森林計画に基づいて、取り組んで頂きたい。</p>	<p>森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施するふくしま森林再生事業や林道等の整備を計画的に実施し、森林整備と路網整備の推進に取り組んでまいります。</p>

別紙2

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	<p>「磐城」 P.8 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 その他必要な事項 (1) 森林における放射性物質対策の推進</p>	<p><富岡町> 「森林における放射性物質モニタリングや放射性物質対策の知見集積に努めます」 →広域的な森林において、モニタリングは誰が実施主体となるのかのイメージがつかない。また、知見集積とあるが、どのような専門家の知見を参考とするのか。 であれば、例えば「国・県・市町村が連携して放射性物質のモニタリングや知見の集積、情報共有に努めます。」などはいかがでしょうか。</p>	<p>森林における放射性物質モニタリングや放射性物質対策については、国・県・市町村の連携が必要不可欠であることから、御意見を踏まえ、「国・市町村等と連携して放射性物質のモニタリングや知見の集積、情報共有及び公表に努めます。」に修文します。 なお、知見は、IAEA並びに国立開発研究法人や大学の研究者などの有識者から意見を頂いております。</p>
2	<p>「磐城」 P.8 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 その他必要な事項 (1) 森林における放射性物質対策の推進</p>	<p><いわき市> 「放射性物質対策の知見集積に努める」との記載については、集積した知見を公表することを追記することが望ましいと考えます。</p>	
3	<p>「磐城」 P.10以降 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (2) 森林整備及び保全の基本方針 表2 ほか</p>	<p><富岡町> 「放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努める」という文言について →これらも全て「国・県・市町村が連携して放射性物質のモニタリングや知見の集積、情報共有に努めます。」として、実施主体を明確にしてはいかがでしょうか。</p>	<p>放射性物質対策に関しては、上記番号1のとおり「森林における放射性物質対策の推進」の項目において記載しておりますので、表2の「森林整備及び保全の基本方針」などの項目においては、記載は省略します。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
4	<p>「磐城」 P.39 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</p>	<p>＜双葉町＞ 当町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難を余儀なくされています。 平成29年11月2日付け29相農林富第393号で「松くい虫被害対策区域等の見直しについて」の通知がありました。 高度公益機能林については、津波による被害で壊滅の状況であり、帰還困難区域、中間貯蔵施設予定地等の区域に再編されています。 双葉町における避難指示区域内の松くい虫防除計画については、どのような考えで計画をしていくのか、県の考えを示していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「II 計画事項－第4－4－(1)」に以下の内容を追記します。 「なお、避難指示区域内の保全すべき森林については現時点で立ち入り等の制限があります。本計画の計画期間(10年)内に行われる特定復興再生拠点の整備や区域の見直し等、状況の変化に即して、速やかに防除対策を講じていくこととします。」</p>

別紙3

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	<p>「磐城」 P.34 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 ウ 放射性物質対策における機械作業</p>	<p><長渡真弓委員> 作業員の被ばく低減の方針について、これまでと変更になっていることがありましたら教えてください。</p>	<p>集材や玉切り作業を高性能林業機械で実施した場合、作業時間の短縮と機械の遮へい効果による作業員の外部被ばく線量低減につながる事が報告されております。 そこで、「II 計画事項－第3－6－(3)－ウ」の記載を以下のとおり修正します。 「外部被ばく線量を低減する方法として、作業時間の短縮や作業機械による遮へいが、作業員の被ばく線量低減につながることから、高性能林業機械の使用を推進するものとします。」</p>
2	<p>「磐城」 P.36 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p>	<p><長渡真弓委員> 林地開発許可後、適正に開発が進んでいるか、また開発後の緑化等の管理が適正に行われているか等の県のチェック体制はありますか。 再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置場所で植樹していても、その後の管理をしていないような場所もあるようですが。</p>	<p>県は開発行為の施行中、許可申請どおりに開発行為が行われているかを必要に応じて調査するとともに、開発行為の完了後に確認を行っています。 なお、事業者は、林地開発許可申請にあたって市町村との間で森林等の維持管理に関する協定を締結しており、市町村の協力を得ながら、造成面に植樹された樹木等の適正な管理について指導しているところです。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
3	<p>「磐城」 P.39 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</p>	<p>＜酒井美代子委員＞ 「森林病虫獣害や林野火災、気象災害等による～それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。」</p> <p>→今年4月29日に発生した磐城森林管理署内の森林火災は12日間に及び鎮火した。原因は当時落雷と推定されていたようですが、「出火原因の解明」や「放射線のモニタリング調査結果」や「森林の被害状況」など、発生予防や拡大防止対策にも関わる事柄だと思うので、回答を頂きたい。</p> <p>→帰還困難区域ということもありますが、磐城森林計画を進めていく中で影響があったこと、反映したことがあれば教えてください。</p>	<p>出火原因については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部によると、「落雷と推定される」とされております。</p> <p>また、福島県放射線監視室より、平成29年12月6日に公表された『浪江町山林火災に伴う放射性物質の環境影響把握のための調査結果について』(中間報告)では、「空間線量率については、火災による影響はほとんど認められなかった。」と報告されています。</p> <p>なお、森林の被害状況については、国有林約75haの林床を中心とした延焼でした。</p> <p>国・県・関係町が、山火事跡地の緊急の調査を実施し、放射性物質が流出する可能性は低いとの調査結果を示しました。</p> <p>また、県では帰還困難区域の周辺森林において、巡視活動の強化を図っております。</p>
4	<p>「磐城」 P.39 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (1) 森林病虫害等の被害対策の方針</p>	<p>＜酒井美代子委員＞ 「松くい虫やカシノナガキイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとします。」とあります。</p> <p>この文章からは、保全すべき森林と自然公園区域等の地域において重要な森林の大きく分類した2か所だけは防除対策を推進すると解釈できますが「保全すべき森林」とは、地域の対象樹種だと思いますし、また、「～を中心とした総合的な」というあいまいな表現も分かりにくいので、具体的に記載してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な」と修文しました。</p> <p>なお、松くい虫及びカシノナガキイムシの被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、決められた区域において、薬剤散布等による予防と被害木の伐倒くん蒸等による駆除を組み合わせて実施しております。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
5	<p>「磐城」 P.39 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (4) その他必要な事項</p>	<p><酒井美代子委員> 「～森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。」 →実際、現在の加入率はどのくらいですか？ →森林保険では、落雷や森林病虫害獣害なども保険対象災害に含まれているのか教えてください。</p>	<p>本県民有林の森林保険加入率は6.4%、磐城地域森林計画区管内では8.1%となっております。</p> <p>保険対象となる災害は、人工林における「火災」、「風害」、「水害」、「干害」、「雪害」、「潮害」、「凍害」、「噴火災」であり、落雷による火災は保険対象となります。なお、森林病虫害は対象外となっております。</p>